

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

○ 身体介護のみで援助を行う場合

区分	サービス提供時間	20 分未満		20 分以上 30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満	
		利用料	利用者負担額 (1 割負担の場合)	利用料	利用者負担額 (1 割負担の場合)	利用料	利用者負担額 (1 割負担の場合)	利用料	利用者負担額 (1 割負担の場合)
身体介護	昼間	1,650 円	165 円	2,450 円	245 円	3,880 円	388 円	5,640 円	564 円
	早朝・夜間	2,060 円	206 円	3,060 円	306 円	4,850 円	485 円	7,050 円	705 円
	深夜	2,480 円	248 円	3,680 円	368 円	5,820 円	582 円	8,460 円	846 円

○ 身体介護に引き続き生活援助を行う場合

【身体介護 + 生活援助 = 利用料金】

区分	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分以上		45分以上		70分以上	
		利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)	利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)	利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)
生活援助	昼間	670円	67円	1,340円	134円	2,010円	201円
	早朝・夜間	840円	84円	1,680円	168円	2,510円	251円
	深夜	1,010円	101円	2,010円	201円	3,020円	302円

○ 生活援助のみで援助を行った場合

区分	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分以上 45分未満		45分以上	
		利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)	利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)
生活援助	昼間	1,830円	183円	2,250円	225円
	早朝・夜間	2,290円	229円	2,810円	281円
	深夜	2,750円	275円	3,380円	338円

<加算>

加算	利用料	利用者負担額 (1割負担の場合)	算定基準
初回加算	2,000円/月	200円/月	新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合及び他のヘルパーと同行訪問した場合。
緊急時訪問加算	1,000円/回	100円/回	利用者や家族等からの要請があり、ケアマネジャーが必要と認めた時に居宅サービス計画にないサービスの要請を受けてから24時間以内に行った場合。
生活機能向上連携加算	1,000円/月	100円/月	サービス提供責任者とリハビリ専門職が同時に利用者宅を訪問し両者の共同による訪問介護計画を作成した場合。訪問介護が行われた日から3カ月間算定。
介護職員処遇改善加算 I	総単位数に13.7%を乗じた単位数		介護職員の更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象として算定。